

附属書八（第十一章関係） 政府調達

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編 日本国の表

第一節 中央政府の機関

基準額

(a) 物品

十万特別引出権

(b) 建設サービス

四百五十万特別引出権

(c) 第十一章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

(d) その他のサービス

十万特別引出権

機関の表

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の適用を受ける全ての機関

1 衆議院

2 参議院

3 最高裁判所

4 会計検査院

5 内閣

6 人事院

7 内閣府

8 宮内庁

- 9 公正取引委員会
- 10 国家公安委員会（警察庁）
- 11 個人情報保護委員会
- 12 カジノ管理委員会
- 13 金融庁
- 14 消費者庁
- 15 こども家庭庁
- 16 デジタル庁
- 17 復興庁
- 18 総務省
- 19 法務省
- 20 外務省
- 21 財務省

- 22 文部科学省
- 23 厚生労働省
- 24 農林水産省
- 25 経済産業省
- 26 国土交通省
- 27 環境省
- 28 防衛省

第一節に関する注釈

1 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の適用を受ける機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2 第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

## 第二節 地方政府の機関

### 基準額

- (a) 物品  
二十万特別引出権
- (b) 建設サービス  
千五百万特別引出権
- (c) 第十一章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス  
百五十万特別引出権
- (d) その他のサービス  
二十万特別引出権

### 機関の表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
神戸市	横浜市	京都市	名古屋市	大阪市	沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
岡山市	浜松市	新潟市	堺市	静岡市	さいたま市	千葉市	仙台市	広島市	福岡市	川崎市	札幌市	北九州市

66 相模原市

67 熊本市

## 第二節に関する注釈

1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける都道府県及び指定都市には、同法に定めるこれらの全ての知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2 第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

3 第十一章の規定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、同章の規定を回避する目的で利用してはならない。

4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

## 第三節 その他の機関

基準額

- (a) 物品
  - 十三万特別引出権
- (b) A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス  
四百五十万特別引出権
- (c) A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス  
千五百万特別引出権
- (d) B群に掲げる機関が調達する建設サービス  
四百五十万特別引出権
- (e) 第十一章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス  
四十五万特別引出権
- (f) その他のサービス

十三万特別引出権

機関の表

A群

- 1 独立行政法人農畜産業振興機構
- 2 中日本高速道路株式会社
- 3 株式会社日本政策投資銀行
- 4 東日本高速道路株式会社
- 5 独立行政法人環境再生保全機構
- 6 独立行政法人農業者年金基金
- 7 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 8 年金積立金管理運用独立行政法人
- 9 阪神高速道路株式会社
- 10 社会保険診療報酬支払基金

- 11 本州四国連絡高速道路株式会社
- 12 日本アルコール産業株式会社
- 13 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 14 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (注釈3(b))
- 15 株式会社国際協力銀行
- 16 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 17 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 18 独立行政法人日本貿易振興機構
- 19 株式会社日本政策金融公庫
- 20 地方公共団体金融機構
- 21 独立行政法人国際交流基金
- 22 独立行政法人住宅金融支援機構
- 23 独立行政法人労働政策研究・研修機構

- 24 独立行政法人国際協力機構
- 25 独立行政法人国際観光振興機構
- 26 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（注釈3(c)）
- 27 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 28 日本郵政公社を承継した機関
- 29 日本中央競馬会
- 30 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注釈3(a)、(d)及び(e)）
- 31 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 32 独立行政法人日本学術振興会
- 33 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 34 独立行政法人日本学生支援機構
- 35 独立行政法人水資源機構
- 36 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に従い競輪振興法人として指定された法人

- 37 首都高速道路株式会社
- 38 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
- 39 農林漁業団体職員共済組合
- 40 成田国際空港株式会社
- 41 地方競馬全国協会
- 42 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 43 独立行政法人国民生活センター
- 44 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 45 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 46 沖縄振興開発金融公庫
- 47 放送大学学園
- 48 独立行政法人中小企業基盤整備機構

- 49 独立行政法人勤労者退職金共済機構
  - 50 日本私立学校振興・共済事業団
  - 51 国立研究開発法人理化学研究所（注釈3(b)）
  - 52 東京地下鉄株式会社（注釈3(a)）
  - 53 独立行政法人都市再生機構
  - 54 独立行政法人福祉医療機構
  - 55 西日本高速道路株式会社
- B群
- 1 国立研究開発法人建築研究所
  - 2 独立行政法人航空大学校
  - 3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
  - 4 国立研究開発法人森林研究・整備機構
  - 5 大学共同利用機関法人

- 6 独立行政法人海技教育機構
- 7 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 8 全国健康保険協会
- 9 国立健康危機管理研究機構
- 10 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 11 独立行政法人造幣局
- 12 独立行政法人労働者健康安全機構
- 13 日本年金機構
- 14 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
- 15 独立行政法人自動車技術総合機構
- 16 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 17 独立行政法人国立公文書館
- 18 国立研究開発法人国立がん研究センター

- 19 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 20 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 21 独立行政法人工業所有権情報・研修館
- 22 独立行政法人大学入試センター
- 23 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 24 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 25 独立行政法人国立病院機構
- 26 国立研究開発法人国立環境研究所
- 27 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 28 独立行政法人教職員支援機構
- 29 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 30 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 31 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

- 32 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 33 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 34 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 35 独立行政法人国立文化財機構
- 36 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 37 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（注釈3(f)）
- 38 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 39 独立行政法人国立青少年教育振興機構
- 40 独立行政法人家畜改良センター
- 41 独立行政法人国立美術館
- 42 独立行政法人国立科学博物館
- 43 独立行政法人国立印刷局
- 44 国立研究開発法人防災科学技術研究所

- 45 独立行政法人酒類総合研究所
- 46 独立行政法人統計センター
- 47 国立大学法人
- 48 独立行政法人国立女性教育会館
- 49 株式会社日本貿易保険
- 50 国立研究開発法人土木研究所
- 51 独立行政法人経済産業研究所

### 第三節に関する注釈

1 第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2 第十一章の規定は、A群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、同章の規定を回避する目的で利用してはならない。

### 3 特定の機関に関する注釈

- (a) 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。
  - (b) 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。
  - (c) 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。
  - (d) 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。
  - (e) 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。
  - (f) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のために行う調達以外の調達は、含まない。
- 4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次のとおり適用する。
- (a) 注釈3(a)は、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。
  - (b) 注釈3(d)は、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

(c) 注釈3(e)は、造船事業についてのみ適用する。

#### 第四節 物品

1 第十一章の規定は、同章に別段の定めがない限り、第一節から第三節までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。

2 防衛省に関しては、第十一章の規定は、日本国政府が第十一・四条1の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類(FSC)に属する物品の調達について適用する。

F S C 品名

二二 鉄道用機器

二四 トラクター

三二 木工機器

三四 金属加工機器

三五 サービス提供機器及び販売機器

三六 特別の工業用機器

- 三七 農業用機器
- 三八 建設用、鉸山用、掘削用及び道路維持用の機器
- 三九 物資取扱用機器
- 四〇 ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
- 四一 冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器
- 四三 ポンプ及び圧縮機
- 四五 配管用、加熱用及び衛生用の機器
- 四六 浄水用及び下水処理用の機器
- 四七 素管、管、ホース及びこれらの取付具
- 四八 弁
- 五一 手道具及び手工具
- 五二 計測工具
- 五五 用材、木工品、合板及びベニヤ板

- 六一 電線並びに発電用及び配電用の機器
- 六二 照明設備及び電球
- 六五 医療用及び獣医用の機器及び物品
- 六六三〇 化学分析用機器
- 六六三五 物理的材料試験機器
- 六六四〇 実験室用の機器及び物品
- 六六四五 時間測定用機器
- 六六五〇 光学機器
- 六六五五 地球物理学用及び天文学用の機器
- 六六六〇 気象観測機器
- 六六七〇 はかり
- 六六七五 製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器
- 六六八〇 液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器

- 六六八五 圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
- 六六九五 組み合わせた機器及びその他の機器
- 六七 写真用機器
- 六八 化学工業生産品
- 七一 家具
- 七二 家庭用及び一般用の備品及び器具
- 七三 調理用及び配膳用の機器
- 七四 事務用機器及び可視記録装置
- 七五 事務用品
- 七六 書籍、地図その他の出版物
- 七七 楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
- 七九 清掃用器具及び清掃用品
- 八〇 ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤

- 八二一〇 ドラム及び缶
- 八二一五 箱、厚紙製の箱及びクレート
- 八二二五 瓶及びジャー
- 八二三〇 リール及びスプール
- 八一三五 包装用の材料
- 八五 化粧品
- 八七 農用品
- 九三 非金属加工品
- 九四 非金属原材料
- 九九 その他のもの

第五節 サービス

第十一章の規定は、千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書MT N・GNS―W―一二〇）によって特定される次のサービスについて適用する。

(千九百九十一年の

暫定的な中央生産物

分類(CPC)

六一一二

自動車の保守及び修理のサービス(注釈1)

六一二二

モーターサイクル(原動機付自転車を含む。)並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車の保守及び修理のサービス(注釈1)

六三三

個人用品及び家庭用品の修理のサービス

六四二

食料提供サービス(注釈5)

六四三

飲料提供サービス(注釈5)

七一二

その他の陸上運送サービス(七一二三五(郵便の陸上運送)を除く。)

七二一三

運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

七二二三

海上航行船舶以外の船舶(運転者を伴うもの)の賃貸サービス

七三 航空運送サービス（七三二一〇（郵便の航空運送）を除く。）

七四八 貨物運送取扱サービス

七五二二 クーリエ・サービス（注釈2）

電気通信サービス

MTN・GNS （対応する

W一〇 CPC）

2・C・h 七五二三 電子メール

2・C・i 七五二三 ボイスメール

2・C・j 七五二三 情報及びデータベースのオンライン

ンでの検索

2・C・k 七五二三 電子データ交換（EDI）

2・C・l 七五二三 高度ファクシミリ・サービス

2・C・m コード及びプロトコルの変換

2・C・n

八四三

情報及びデータのオンラインでの

処理（トランザクション処理を含

む。）

八三一〇六から八三二〇八まで

農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注釈5）

八三二〇三

家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注釈5）

八三二〇四

娯楽用品の賃貸サービス（注釈5）

八三二〇九

その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス（注釈5）

八四

電子計算機サービス及び関連のサービス

八六四

市場調査及び世論調査のサービス

八六五

経営相談サービス（注釈5）

八六六

経営相談に関連するサービス（八六六〇二（仲裁及び調停のサービ

ス）を除く。）（注釈5）

八六七

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的

八七一	サービス（注釈3）
八七三〇四	広告サービス
八七四	装甲車による運送サービス
八七六	建築物の清掃サービス
八八一四	こん包サービス（注釈5）
八八四四二	林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）
八八六	出版及び印刷のサービス（注釈4）
九二一	金属製品、機械及び機器の修理のサービス
九二二	初等教育サービス
九二三	中等教育サービス
九二四	高等教育サービス
九四	成人教育サービス
	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（九六一一二（映画及びビデオテープの制作のサービス）を除く。）

第五節に関する注釈

- 1 特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。
- 2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。
- 3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。
  - (a) 建築設計サービス（C P C 八六七一）の実施設計サービス
  - (b) 契約監理サービス（C P C 八六七一一）
  - (c) 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（C P C 八六七二二）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（C P C 八六七二三）又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（C P C 八六七二四）のうちのいずれかの実

施設設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

(d) 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC八六七二七）

4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

5 これらのサービスに関しては、第二節及び第三節に掲げる機関による調達は、第十一章の規定の適用を受けない。

#### 第六節 建設サービス

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げるサービスであつて第十一章の規定の適用を受けるものの表

#### 第五一区分に掲げる全てのサービス

#### 第六節に関する注釈

二十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）に基づく建設事業に係る調達について適用する。

#### 第七節 一般的注釈

前節の規定をその注釈の規定に従って適用する場合を除くほか、二十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の適用範囲内の事業に係る調達について、第十一章の規定を適用する。

#### 第八節 調達に関する情報

1 第十一・六条の規定に従って日本国が情報を公表する電子的媒体又は紙面

(a) 第一節（中央政府の機関）

官報

(b) 第二節（地方政府の機関）

県報、市報若しくはこれらに相当するもの又は官報

(c) 第三節（その他の機関）

官報又は外務省ウェブサイト

2 第十一・六条の規定に従って、日本国が第十一・七条、第十一・九条7及び第十一・十五条2の規定により必要とされる公示を行う電子的媒体又は紙面

(a) 第一節（中央政府の機関）

官報

(b) 第二節（地方政府の機関）

県報、市報又はこれらに相当するもの

(c) 第三節（その他の機関）

官報又は外務省ウェブサイト

#### 第九節 基準額の調整方式

1 第一節から第三節までに掲げる基準額の価額は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する日本円の価額の平均値に基づき、西暦における偶数の年ごとに円建てに換算する。

2 日本国は、バンングラデシュに対し、この協定の効力発生の時に円建てに換算した基準額及びその有効期間を通報し、その後は新たに換算した基準額及びその有効期間を二年ごとに前回の基準額の有効期間が満了する日の一箇月前までに通報する。